

令和6年8月28日

白石市教育委員会(定例会)議案

白石市教育委員会

令和6年8月28日

白石市教育委員会(定例会)

参 考 資 料

白石市教育委員会

第38号議案

令和6年度白石市一般会計補正予算(9月)の申し入れ  
について(案)

令和6年8月28日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

令和6年度9月補正予算(案) 説明資料

【歳入】

分類	事業名	事業目的及び効果	所属	こども未来課
単独	子育てのための施設等利用給付交付金	私立幼稚園施設利用給付金について、新たに対象となる施設が増えたことによる国及び県の交付金を計上するもの。		

【歳出】

分類	事業名	事業目的及び効果	所属	こども未来課
単独	保育運営事業	令和7年度から医療的ケア児の入園が見込まれることから、施設内の環境整備にかかる消耗品や備品、医療的ケアを行う看護師の労働者派遣契約にかかる費用を計上するもの。また、大鷹沢保育園内にある旧大鷹沢小学校の門柱に傾きがあるため、門柱の修繕費用を計上するもの。		
単独	白石市南・北保育園給食調理業務委託料	本業務は、平成25年度から民間事業者へ委託しており、現在に至るまで各保育園に栄養士が配置され、アレルギー対応などきめ細やかなサービスの提供がなされている。本業務の委託期間が今年度をもって満了となることから、引き続き当該業務を委託するため、債務負担行為を計上するもの。		
単独	認定こども園・子育て支援拠点施設基本設計業務委託料	「白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針」に基づき、公立の認定こども園と子育て支援施設を創設することから、当該施設整備のための基本設計業務委託料に係る債務負担行為を計上するもの。		
単独	子ども子育て支援事業	本市から市外の私立幼稚園に通園している園児にかかる施設型給付費について、公定価格が上昇したため、施設型給付費の不足額が見込まれるため差額を計上するもの。私立幼稚園施設利用給付金について、新たに対象となる施設が増えたことによる増額分を計上するもの。		

【歳出】

分類	事業名	事業目的及び効果	所属	学校管理課
単独	白石みらい教育基金積立金	白石きぼう学園への活用を期して寄附のあった寄付金を積み立てるもの。		
単独	スクールバス修繕	スクールバスのヒーターが故障したことから、その修繕料と修繕期間中の代替バスレンタル代を計上するもの。		
単独	白石きぼう学園・東北福祉大連携事業	本市と連携協定を締結している東北福祉大学と白石きぼう学園の連携事業で、白石和紙を活用した現代アートを福祉大学生ときぼう学園児童生徒が共同制作し、市内で発表するための費用を計上するもの。		

第39号議案

教育委員会感謝状の贈呈について(案)

令和6年8月28日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

第 39 号議案

教育委員会感謝状の贈呈について（案）

このことについて、下記のとおり感謝状を贈呈する。

記

○ 氏 名 渡邊 信男

住 所 白石市東町 2— 8— 3 6

内 容 現金 3 0 0, 0 0 0 円

○ 氏 名 渡邊 信男、渡邊 方子

住 所 白石市東町 2— 8— 3 6

内 容 (1) 鉄黒漆塗二十四間筋立四方白星兜付  
鉄黒漆塗五枚胴勝色威大袖鎧 一領  
(伊達家家紋・九曜紋・丸に内三引紋)  
(2) 陣羽織 (九曜紋緋地羅紗) 一着  
(3) 采配 (九曜紋 丸に内三引紋) 一本  
(4) 據旗 (小嶋久左衛門次行、知行七貫五百文)  
母衣白袖赤乾坤 一掛

評価額 5 0 0, 0 0 0 円相当

(甲冑 3 0 万円、陣羽織 5 万円、采配 1 0 万円、據旗 5 万円)

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

白石市教育委員会 教育長 半 沢 芳 典

## 第40号議案

白石市郷土資料館建設基金条例の一部を改正する条例(案)に関する意見について

令和6年8月28日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典

## 第40号議案

白石市郷土資料館建設基金条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

白石市郷土資料館建設基金条例の一部を改正する条例（案）

白石市郷土資料館建設基金条例（昭和60年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第4条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

第8条第1項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



白石市郷土資料館建設基金条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故をいう。）が発生した場合において、<u>第7条第1項</u>に定める相殺をすることにより、これを本市の債務の償還に充てることができる。</p> <p>(積立て)</p> <p><u>第2条</u> 略</p> <p>(管理)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(処分)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(繰替運用)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(基金に属する現金の保全)</p> <p><u>第7条</u> 市長は、<u>第3条第1項</u>の規定により基金に属する現金を預金として管理している場合において、当該預金を受け入れている銀行その他の金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する本市の債務との相殺をすることができる。</p> <p>。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故をいう。）が発生した場合において、<u>第8条第1項</u>に定める相殺をすることにより、これを本市の債務の償還に充てることができる。</p> <p><u>(基金の額)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>基金の額は、1億円とする。</u></p> <p><u>2 市長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積み立てることができる。</u></p> <p>(積立て)</p> <p><u>第3条</u> 略</p> <p>(管理)</p> <p><u>第4条</u> 略</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p><u>第5条</u> 略</p> <p>(処分)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(繰替運用)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(基金に属する現金の保全)</p> <p><u>第8条</u> 市長は、<u>第4条第1項</u>の規定により基金に属する現金を預金として管理している場合において、当該預金を受け入れている銀行その他の金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する本市の債務との相殺をすることができる。</p> <p>。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>

第41号議案

令和6年度白石市青少年相談センター後期相談員  
(案)について

秘密会のため非公開

令和6年8月28日 提出

白石市教育委員会 教育長 半沢 芳典